

京都市訓令甲第 23 号

消 防 局

京都市消防局長専決規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第3条第16号「(電気事業法に規定する特定規模電気事業に係る電気の供給を受ける契約で、本市が電気を供給することを伴わないものを除く。)」を削り、同条中第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号から第46号までを1号ずつ繰り上げ、同条第47号中「第50号」を「第48号」に改め、同号を同条第46号とし、同条中第48号を第47号とし、第49号から第60号までを1号ずつ繰り上げ、第61号を第60号とし、同号の次に次の1号を加える。

(61) 火薬類取締法による火薬類の規制に関すること。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。